

平成23年3月15日（火曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

平成23年第1回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（16名）

2番	佐藤皓一君	3番	高橋辰郎君
4番	伊賀光男君	5番	阿部幸夫君
6番	高橋利典君	7番	渋谷秀夫君
8番	高橋幸彦君	9番	尾口慶悦君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員（2名）

1番	緑山市朗君	10番	色川晴夫君
----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
会計管理者	大友忠君
教育長	米川稔君

事務局職員出席者

事務局長	高平功悦	主幹	佐々木弘子
------	------	----	-------

議事日程（第4号）

平成23年3月15日（火曜日） 午前10時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 議案第29号 平成23年度松島町一般会計予算について

〃 第 3 議案第30号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計予算について

- 〃 第 4 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 〃 第 5 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度松島町介護保険特別会計予算について
 - 〃 第 6 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度松島町介護サービス事業特別会計予算について
 - 〃 第 7 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度松島町観瀾亭等特別会計予算について
 - 〃 第 8 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について
 - 〃 第 9 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度松島町下水道事業特別会計予算について
 - 〃 第 1 0 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度松島町水道事業会計予算について
 - 〃 第 1 1 第 1 常任委員会の所管事務調査報告について
 - 〃 第 1 2 陳情第 3 号 帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助についての陳情について
 - 〃 第 1 3 議案第 3 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - 〃 第 1 4 議案第 3 9 号 指定管理者の指定について
- 【本郷ふれあいセンター】
- 〃 第 1 5 委員会の閉会中の継続審査・調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時30分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

平成23年第1回松島町議会定例会を再開します。

会議を開会します前に、3月11日2時26分発生しました東北地方太平洋沖地震で、県内の方々、多くの方々が亡くなられておりますので、ここで議会といたしまして、定例会本会議前に黙祷を捧げたいと思います。

皆様、ご起立願います。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（櫻井公一君） お直りください。着席願います。

本日の会議を開きます。

まず、1番緑山市朗議員、10番色川晴夫議員から欠席の旨届け出がありますので、報告をいたしております。

初めに、町長から災害の状況報告を受けます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） それでは、配付しております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

配付資料で、左側のジョイントとじになっているものを主として説明させていただきます。そして、またあと1枚物につきましては、避難所の開設状況というのと、あと電力の状況についての資料でございます。これも説明の中でやらさせていただきます。

それでは、まず「ドキュメント」と書いてあります。3月11日の14時46分に地震が発生いたしました。松島町としては震度6弱ということで、津波の関係では大津波警報が発令されました。地震発生と同時に、松島町として災害対策本部を設置し、町民への避難指示を発令し、避難所の開設、避難者支援ということで作業を始めました。

13日の18時10分には津波注意報が解除になりました。

14日には町民へ避難指示を避難勧告ということで変更いたしました。14日の3時から、臨時区長会議開催ということで、区長さん方に集まっていただきまして、現状の課題の整理と今後の対応・対策を協議いたしました。

15日、きょうでありますけれども、8時に町民への避難勧告を解除いたしました。これによりまして、すべての避難に関する指示勧告等は解除になりました。

あわせまして、9時には救援物資の備蓄場所、救援物資届いておりますので、それを海洋セ

ンターとして、あわせてこの海洋センターをボランティアセンターとしても機能させるべく、開設の準備に入っております。

次に、各被害状況等についてでございます。

人的被害といたしましては、現段階で、死亡者1名、重傷者1名が確認されております。それ以外には確認されておられません。ほぼないものかと思えます。ただ、町内の方で、隣、東松島に出かけていらっしゃった方で被害に遭われた方が出ていらっしゃるようでございます。これも幾らかほらほらと情報入ってきておりますけれども、今後増えていくものかというふうに思っております。

次に、安否確認でございますが、現在、災害対策本部で安否確認を行っております。数字的には20件と書いてありますが、これもぞくぞくと入ってきておまして、これは各地区の行政区長さんなどを中心にして安否確認を継続中でございます。また、役場の表側にボードを設けまして、そちらの方での安否確認の作業をしております。

次に、避難でございますが、先ほどご説明申し上げましたように、きょうの8時、朝の8時でもって避難に関する指示勧告は解除しております。今、避難所を設けておりますが、この避難所の方々にも基本的には自宅に帰っていただくようお願いしているところですが、自宅の状況が生活に大変困難であるとか、また、お年寄りのひとり住まい等につきましては、継続して避難所でお世話できるようにということで考えております。

次、被害の状況です。

住宅についてですが、詳細はまとまっておりませんが、数棟、全壊・半壊が確認されております。

道路被害、土砂崩落、ブロック等の崩壊もございます。

次に、通行どめ箇所でございますけれども、国道45号、松島一小と双観山の間が通行どめになっております。町道松島パノラマ線、これも通行どめです。その他がけ崩れ等により生活道路が一部通行どめになっている箇所もございます。

火災数、これは今のところありません。

次に、町の広報ですけれども、13日に防災無線がバッテリーがなくなってしまうと数基が使用不能となりました。これはそもそも30時間のバッテリーで対応できるようなものでございましたけれども、30時間を超しましてだめになってしまったところがありまして、その分については広報車を4台用意しまして、町内一円で情報の伝達中でございます。これは今後も続けてまいります。

次に、ライフラインの状況でございます。

上水道の状況です。上水道は、復旧のめどは立っておりませんが、きのう、3月14日の段階で、二子屋浄水場から左坂の配水池に向けて通水の試験を行っております。漏水箇所の確認を行っております。あわせて、対策を開始しているところでございます。ですから、今後めどは立っていないというものの、そういった作業をしておりますので、作業が整い次第に水道が回復するということがあります。ただし、広域水道につきましては、根元でとめられておりますので、松島町として供給可能な水道は二子屋浄水場からくみ上げるもの、これでもっての対応ということになります。

次、給水の状況でございます。当初、12日におきましては、町の給水車2台でもって対応しておりました。その後、にかほ市から、これは後からまた説明入ると思えますけれども、にかほ市から給水車の救援が参りまして、現時点では計7台で回っております。ただ、病院に関して給水が大変必要でございますので、基本的には1台を病院専用ということに充てまして、6台で各地区を回るという体制でやっております。基本的には午前1回、午後1回、各避難所を回るというふうなことで作業はしております。

ここで、この避難所についてのこちらの紙を見ていただきたいと思います。表の紙でございます。

これは、当初、私どもの方で指定避難所を想定しておりましたが、各地区ごとにその指定避難所だけでは足りない、または遠いというような話もありまして、任意に開設していただいたものも含めてこれだけの避難所になっております。避難所のリストが左ですね。避難人数というものが真ん中ほどにありますけれども、3月11日からきのう3月15日までの各推移も書いております。一番下に合計書いておりますが、合計的には、3月11日には3,600人、12日には3,700人、このあたりがピークでございました。そして、13、14と2,600から2,500になっているということでございます。きょう解除の通知をしておりますので、3階にいらっしゃった方などについては、皆、自宅にお帰りでございます。そういった動きが出てきておりますので、この避難所の人数は大変少なくなってきたと、今後少なくなっていくであろうというふうに思っております。この避難所の方々におにぎり、給水をしております。この丸印等についてはおにぎりを配ったり給水をしたりしているということでございます。

それでは、次に、もとの紙に戻っていただきまして、2ページ目の下の方です。下水道関係でございます。

下水道関係については、下水道浄化センターの運転を14日から一部再開しております。

次に電気でございます。

今度は電気については、このもう一枚の紙の方を見ていただきたいと思います。

電気は、当初全域停電でございましたが、きのうになって電力会社の方がチェックして努力していただきまして、大変小さくて申しわけないんですが、見にくいですね、真ん中辺の真ん中に「松島SS」というふうに書いてございます。2ミリ掛ける10ミリぐらいの赤い枠がありまして、その中に「松島SS」と。こちらが向山の変電所でございます。こちらから下の方、洋ナシのような形で下の方に下りていってぐるっと丸あって、「3月14日15時43分送電済み」ということがありまして、高城の一部、それから磯崎の一部、このエリアについては、きのう通電開始されました。あと、この松島SSからキュウリのように青いものがしゅっと下の方に伸びておりますけれども、これが役場を含んで高城の本通りと川の間区域ですね。ここところがきのうの9時過ぎに通電になりました。これで電気もつくようになりました。あと、このキュウリと洋ナシの間のすき間があります。高城の通りから山側ですね、そちらの部分とあと海岸の部分、新富山を中心にしてぐるっと囲んでちょっと薄くあるんですが、ここ部分については、きょう以降ですね、トランスの状態とか電線の状態を確認して、オーケーであれば通電する区域ということになります。これ以降、北部地域も含めまして電力会社の方で、トランスのチェック、電線のチェックを行って、順次電気を通していくということになっております。ですから、いついつまでというふうにはっきりは申しませんが、順次そういうふうに行われていくということでご理解いただければいいのかなというふうに思っております。以上が電気でございました。

次、2ページ目の一番下、通信でございます。

通信は、当初、どの通信手段もだめでございました。災害対策本部で使うものについて、現在でも基本的には電話回線、インターネット等は不能でございますが、一部使えるものも出てきておりまして、それで県とかそういったところに連絡をしているんですが、なかなかまだ通信手段は十分とは言いがたく、松島の情報も県にはほとんど行ってないというような状況かというふうに思っております。今後、こういうものは着々と改善されていくというふうに思われますので、それを使って救援活動の依頼とかそういったものをしていきたいというふうに思っております。

次のページを見ていただければと思います。

一般につきましては、つまり一般の方々、町民の方々の通信については、全域不能であります。きのうの夕方からソフトバンクが一部使用可能というふうになっております。

次に、燃料関係でございます。

すべてのスタンドと灯油の販売事業所については供給不能というのが基本的な形でございますが、災害対策のため、公用車のガソリン、また発電機の軽油とかガソリンとか、そういったものについては、何とか努力していただいて3カ所でもって供給をしていただいております。八百東ガソリンスタンド、千葉ガソリンスタンド、そしてきょうから農協ガソリンスタンドで供給ができるようになりましたが、在庫の量が、備蓄の量が大変少のうございます。ですから、これを一般の方々まで供給しますと災害対策活動ができませんので、基本的には一般の方々はお断りしていると、そのために警察、それから交通安全指導隊、自衛隊の方も出ていっていただいて、町民の方々にはご理解いただいているという状況でございます。なお、今後、ガソリンとか油については、備蓄量が余りございませんので、役場としてもあちこちに声をかけながら供給確保に努めていきたいというふうに思っております。

次に、炊き出しでございます。

炊き出しは、高城保育所、品井沼農村環境改善センター、桜渡戸分館、紫神社の実行青年会、また上竹谷の分館、この5カ所でもっておにぎり、炊き出しをして、町内全域に配っていると。全域というのは、避難所ですね、避難所を中心にして配っているということでございます。

次に、環境衛生面でございます。

きのうから生活系ごみ・し尿のくみ取りは通常どおりの対応が可能になっております。ですから、各地区ごとに、例えば燃えるごみ、燃えないごみというふうなローテーションがありますが、あれを災害前と同様にやっていただけるようになっておりますので、なお皆様方、地域に帰ったら、ご説明をいただければ幸いです。

次に、災害ごみでございますが、災害ごみについては、これも清掃公社で対応可能ということになっております。ただ、自宅の前以上に運ぶという作業はなかなか大変でございますので、自宅の前に出していただければ、それを清掃公社の方で随時回りながら回収していくというふうな形を考えております。どこかに集めるということは必要ございません、自宅の前に出していただくということで取り扱い可能でございます。

次に、外部よりの救援状況ということでございますけれども、11日からぞくぞくと書いておりますが、一番ありがたかったのは、にかほ市からの救援でございました。12日の7時に秋田県にかほ市から副市長及び職員7名がご来町いただきまして、給水車1台、ワゴン車3台分の救援物資を提供いただきました。そして、副市長さん以下はトンボ返りでもって、また

次の日も救援物資を運んできていただいております。13日のところですね、18時40分にまた来ていただいたということでございます。きのうの朝から、14日の8時から派遣職員の方、給水関係の方6名、保健師の方2名が活動開始していただいております。現在も活動の継続中でございます。大きなところでは、やはり水道、給水車を持ってきていただいて、それを回していただくというのが大変ありがたかったわけでございます。

そのほか、下に書いてありますけれども、保育士が各家庭を1軒ずつ回っております。また、通電後の通電火災が多いので、消防署で注意を呼びかけております。また、あとにかほ市からの派遣、保健師2人が健康チェックのために各避難所を巡回していると。以上のようなところでございます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

なお、一般質問については、各議員より3月14日取り下げとなっておりますので、ご報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、15番菅野良雄議員、16番今野 章議員を指名します。

日程第2 議案第29号から日程第10 議案第37号

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第29号から日程第10、議案第37号までは、平成23年度予算審査特別委員会に付託し、既に審査が終了しておりますので、委員長の審査報告を求めます。

渋谷委員長は、登壇の上、報告を願います。

〔予算審査特別委員会委員長 渋谷秀夫君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（渋谷秀夫君） それでは、平成23年度予算審査特別委員会の審査結果についてご報告をさせていただきます。

審査の方法は、特別委員会並びに分科会方式により行いました。

第1分科会は第1常任委員会の所管事項、第2分科会は第2常任委員会の所管事項に関する予算の審査を行い、本日、全員による特別委員会を開催し、採決を行ったところであります。

なお、説明のため出席を求めましたのは、各課長・班長等並びにその他の説明補助員の皆

さんでありました。

審査の結果についてご報告を申し上げます。

議案第29号平成23年度松島町一般会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第30号平成23年度松島町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第31号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第32号平成23年度松島町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第33号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第34号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第35号平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第36号平成23年度松島町下水道事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第37号平成23年度松島町水道事業会計予算については、可決すべきものと決せられました。

なお、各分科会の審査報告書については、議長を通じ、町長あてへ提出していただくようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 渋谷委員長、大変ご苦労さまでした。なお、渋谷委員長の方から議長に申し出がありましたことにつきましては、後日、町長の方に提出をいたします。

これより直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより、各議案について討論、採決に入ります。

議案第29号平成23年度松島町一般会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。16番今野 章議員。原案に反対の立場で発言を許します。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。大変、災害ということで、執行部の皆さん方におきましては本当にご苦労さまですと、このようにまず申し上げたいと思います。

それでは、議案第29号平成23年度一般会計予算案に対しまして、反対の立場から簡単に討論させていただきたいと思います。

我が国の景気の先行きは依然として不透明で、暮らしの状況はますます厳しくなっております。議会開会中の11日に発生いたしました東日本大震災は、マグニチュード9.0という巨大地震で、この大津波は岩手、宮城、福島などの太平洋沿岸を飲み込んでしまいました。災害復旧は始まったばかりで、被害の大きさは人的にも物的にも想像を絶するものがあり、それぞれの地域が復興するまでにも幾年も要すると思われ、日本経済の先行きはさらに厳しいものとならざるを得ないと感じているところでございます。

国政の場では、この未曾有の大災害を受けまして一時政治休戦となっておりますが、一昨年の衆議院選挙のマニフェスト、政権公約を次々と破り捨てる民主党政権が進んでいる道は、法人税5%減税や証券優遇税制のさらなる延長などに見られるように、大企業や大資産家など富裕層を優遇する自民党型の政治であり、米軍への思いやり予算などのむだ遣いには手をつけず、異常な米軍支援を行っているのも同様で、この政権に対する国民の信頼は喪失していると思うところでございます。

今、日本経済の立て直しに必要なことは、内需拡大策をとることが一番と言われており、非正規雇用などの不安定雇用をなくし、社会保障の充実などで国民の暮らしを応援する政治であると、このように思っておりますが、残念ながら予算案はこうした富裕層応援型政治の影響を受けざるを得ませんし、消費税引き上げやTPP問題に対する町長の姿勢は、TPPについては明快に反対の意思表示を行ったものの、消費税については引き上げ容認とも受け取れる内容もあったかと思えます。

また、この間の一般質問や決算審査等の中で求めてきた施策は、福祉タクシーと燃料助成の選択制の導入などの前進面もあったものの、激しく減少する町の人口減少に歯どめをかけ、住み続けられる町を実現する上で重要な施策である乳幼児医療の無料制度の拡大や特別養護老人ホームなどの介護施設の増設による待機者の解消、また、就学援助制度を初めとする教育予算の拡充などには至っておりません。

さらには、新規職員の採用を6名としたものの、依然として保育所など正規職員数と臨時職員数が半々であるなど、各職場で同一労働でありながら時給換算で2倍から3倍の開きがあるなど、こうした働かせ方の見直しが必要であります。

また、都市計画道路根廻磯崎線の橋梁部調査設計費が計上されておりますが、将来の財政負担の増大が懸念されるところでもございます。

本年度予算は骨格予算ということであり、6月の予算編成に当たっては、以上述べましたような施策の強化とともに、地域経済の活性化策の一つとして住宅リフォーム助成制度の創設や農漁業など一次産業を思い切って支援できる予算計上を希望し、討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第29号平成23年度松島町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号平成23年度松島町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。

原案に反対者の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、議案第30号平成23年度国民健康保険特別会計予算案について、反対の立場から討論させていただきます。

平成23年度国民健康保険税の予定収納率は、前年比1.5%減の86.5%で算定をされており、初めから大きな滞納が生まれることが前提となって予算が組まれております。平成22年度の滞納世帯は加入世帯の25%にも達しており、景気の低迷とともに加入者が保険料を納め切れないほど高い医療保険になっていることが、収納率を高く設定できない要因であることは明らかであります。収納率を上げる努力は当然必要であります。国保はもともと所得の低い方々の医療保険であり、加入者の負担能力を超えた国保税のあり方こそ見直さなければなりません。滞納すれば、それを理由に保険証の取り上げ、短期保険証や資格証明書の発行がされる。これでは町民から医療を取り上げてしまうこととなります。高い保険料を引き下げることこそが求められていると考えますが、厚労省は22年に国保広域化等支援方針を出すなどして都道府県単位の国保運営を目指すとし、市町村の法定外繰り入れをなくすことで保険料引き上げにつながるのではないかと懸念されております。国保の置かれている状況を改善す

るためには、国の社会保障費削減を中止させ、これまで減らし続けてきた医療費に対する国の負担をもとの45%に戻し、保険料負担の軽減と保険財政の立て直しを図ることこそが求められていると考えるものでございます。

以上申し上げまして、予算案に対する反対の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。おられますか。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 8番高橋幸彦でございます。本案に賛成の立場から討論に参加いたします。

国民の約4割が加入している国民健康保険は、地域における医療の確保と町民の健康増進に大きく貢献しています。しかしながら、国民健康保険に加入している方は、先ほどの反対討論でもございましたが、高齢者や低所得者が多く、財政的に弱い面があり、当町の予算も年々増加しております。平成23年度は前年比8,793万7,000円、4.9%増の18億7,455万1,000円となっています。予算審査特別委員会第2分科会の報告にあるとおり、国保税の収納率を前年比1.5%減の86.5%としているのは、先ほどの反対討論でもございましたが、初めから滞納者の増加を認めているような姿勢に感じられます。離職や収入の低下といった要因による未納者には、積極的に減免の利用を周知し、収納率を向上させる努力をすべきものと思っております。

もちろん町長初め所管の職員もよくわかっていることとは思いますが、この国保税の収納率の向上と特定健診等の健康診断の受診率のアップを来年の9月議会には報告いただけるものと期待して、簡単ですが賛成の討論といたします。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第30号平成23年度松島町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。

原案に反対の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、議案第31号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計予算案について、反対の立場から簡単に討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢者を75歳で区切って、年齢で医療を差別するなどの重大な欠陥を持った制度であり、このまま制度を平成25年まで据え置けば、来年の保険料見直しで、高齢者の負担はさらに増加し、70歳から74歳の窓口負担も重くなっていきます。

さらに、現民主党政権における制度改革の方向は、後期高齢者医療制度から国民健康保険に戻すこととしているものの、75歳以上県単位の国保制度に戻すなど、年齢で差別をするという姿勢を残したままの改変であり、高齢者医療、国民医療に対する責任を国がしっかりと果たそうという姿勢にはなっていないと思うところでございます。

後期高齢者医療制度は即時廃止せよという民意に沿って、同制度が廃止されることを願って反対の討論といたします。終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。初めに、今回の地震で亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、被害に遭われた方のお見舞いを申し上げます。

それでは、議案第31号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論に参加をいたします。

我が国の国民総医療費は30兆円以上の財源を要し、そのうち老人医療費が約11兆円となっており、2025年には約25兆円に伸びると予測されております。このように保険財政が大変厳しく破綻寸前の現状の中で、年々増え続ける高齢者の医療費を国民みんなで支え、安心して医療が受けられるように、平成20年4月より創設されたのが後期高齢者医療制度であります。

この制度の特徴は、医療費の5割を公費負担、4割を若い世代の負担、1割を高齢者の保険料として、持続可能な制度とするため財源の内訳を明確にした点にあります。しかしながら、この制度を当初運用するに当たって、高齢者に配慮した説明や準備が不足したのに加え、保険料の徴収ミスが起きるなど、制度を運営する側に批判が集中してしまい、制度本来の趣旨まで多くの人に誤解を与えてしまいました。しかし、その後は運用改善が図られております。世界に例のないスピードで超高齢化社会へと突き進む日本にあって、世界に誇れる日本の皆保険制度を維持するためにはどうしても必要な制度であります。

以上を申し上げ、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ1億8,375万円を定めた予算に対する賛成討論といたします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第31号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号平成23年度松島町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第32号平成23年度松島町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第33号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第34号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第35号平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号平成23年度松島町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第36号平成23年度松島町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号平成23年度松島町水道事業会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第37号平成23年度松島町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第1常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、第1常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

第1常任委員会から、観光振興について（循環バス等）について報告を求めます。6番高橋

利典議員。

○6番（高橋利典君） 第1常任委員会の所管事務調査について報告します。

調査事件については、観光振興について（循環バス等）であります。

調査の場所、出席委員、調査の内容については、事前に配付しておりますので、報告書のとおりであります。

委員会の所見としまして、報告書の5ページですが、6.所見に記載しております。ごらんいただければ、読み上げます。

町は、観光地の二次交通として循環バスの必要性を認識していることから、松島町長期総合計画第三次基本計画施策の中で「ループバスの運行を検討、推進」として載せている。

今後の循環バス検討委員会によるが、事業主体を民間業者にこだわらず、町主体も含めあらゆる運行考察での内容を検討し、その会議の内容を随時議会に示し協議しながら運行実現に向けて、進むことを求める。以上であります。

これで第1常任委員会の所管事務調査について報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で第1常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第12 陳情第3号 帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助についての
陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、陳情第3号帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助についての陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成22年第4回定例会において、第1常任委員会に付託し、委員会で審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。6番高橋利典議員。

○6番（高橋利典君） それでは、報告いたします。

第1常任委員会に付託されました陳情3号帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助についての陳情について、報告いたします。

審査の期日・場所、出席委員、出席を求めた者、陳情審査の内容、委員会の意見等については、事前に配付しておりますので、報告のとおりであります。

委員会での採決の結果は、全員一致で、採択すべきものと決せられました。

なお、地方自治法第125条の規定により、執行期間にその処理の経過及び結果の報告を請求することを望みます。

以上を含めまして採択させていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。

陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、陳情第3号帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助についての陳情については、採択することに決定されました。

日程第13 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第38号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、高平局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第38号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年3月15日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第38号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、一般職の非常勤職員も育児休業や部分休業を取得することが可能になったため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第38号職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第39号 指定管理者の指定について【本郷ふれあいセンター】

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第39号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、高平局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第39号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月15日提出

松島町長 大橋健男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
本郷ふれあいセンター	松島町本郷区会	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第39号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について、松島町本郷区会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、他の集会施設の指定期間と同様に平成23年4月1日から平

成26年3月31日までとするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第39号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（櫻井公一君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉じることに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第1回松島町議会定例会を閉会します。 大変ご苦労さまでした。

午前11時22分 閉会